

# 相続と認知症対策

## & 葬儀費用

老後のお金のリスクについて学び、お金に不安のない人生を！

---

身近なお金の専門家 佐々木京子

## 第2回 認知症対策 編

1. 認知症による財産凍結のリスク
2. 困った事例
3. 成年後見制度
4. 元気なうちにできる対策 【現金編】 【保険・不動産編】
5. 家族信託・任意後見契約
6. まとめ

## 講座のゴール

誰もがなる可能性のある認知症



- ✓ 認知症になるとできなくなることを知る
- ✓ 認知症になる前にやるべきことを知る
- ✓ 認知症対策に効果のある制度や特徴を知る

自分事として、取り組むべきことを把握できるようになる

# 認知症による「財産凍結」のリスク

認知症になると正常な判断能力がない = 契約行為はできない

本人の財産を守るために凍結されます

認知症になっても役所から銀行に  
連絡がいくわけではない



預貯金・・・本人であっても家族であっても、お金をおろせない、  
解約できない

(2021年2月成年後見人以外の親族でも認知症本人の名義預金を引き  
出してもよいという新指針・・・一定の条件が必要)

不動産・・・売買、賃貸契約ができない

# 認知症で起こる困った事例①

- ・夫の預貯金・年金で生活している夫婦。夫が認知症になると  
→夫の医療・介護費を引き出せない。妻の生活費が不足
- ・主な資産は自宅の不動産のみ。  
　　いずれ自宅を売却して施設入居の予定。  
→自宅売却ができず、介護費用がない。施設に入居できない。  
　　子供たちが介護費用を負担せざるを得なくなる

## 認知症等で起こる困った事例②

- ・父が亡くなり、相続手続き。母が認知症の為、遺産分割協議書にサインができず、父の遺産を動かすことができない。

→母が亡くなるまで待つか、成年後見制度を利用し成年後見人が遺産分割に参加する

- ・母は既に他界、父が脳梗塞で意識がまだらに。財産のほとんどが不動産のため、介護費用捻出に困り、不動産売却を検討。

→判断力がないと不動産の売買はできない。行政の無料法律相談で成年後見制度を使うようにアドバイスされたが、制度を使っても100%売却できるとは限らない

# 認知症になってしまったら

基本的に財産は動かすことができません

どうしてもという場合は成年後見制度（法定後見）を使います

成年後見制度とは・・・

認知症、知的障害、精神障害などの理由で物事を判断する能力が十分ではない方（本人）を保護し、支援する制度

財産の管理を第三者に任せる方法

「成年後見人」が財産の管理や契約行為を行う。

「成年後見人」は家庭裁判所が選びます

何か起きてからでは遅い！元気な今のうちに備えましょう！

## 参考図書



- ・本人の為だけにあたる行為にしか預金の出金はできない。
- ・家族と行く旅行や食事代は却下された例などの悲劇事例が書いてあります。

**原則として本人が死亡するまで任務が継続→費用がかかり続ける**

## 成年後見制度が役に立った事例

**事例でみる成年後見制度**

Aさんの状況	アルツハイマー病
申立人 妻	アルツハイマー病
成年後見人	申立人

Aさんは5年ほど前から物忘れがひどくなり、駅から自宅への帰り道がわからなくなるなど、1人で外出することができなくなりました。その症状は重くなる一方で、家中でも家族の判別がつかないほどです。回復の見込みもないため、2年前から入院しています。

ある日、Aさんの弟が突然事故で亡くなり、Aさんが弟の財産を相続することになります。ところが弟は負債しか遺しておらず、困ったAさんの妻が相続放棄のために、後見開始の審判を申し立てました。

家庭裁判所の審理を経て、Aさんについて後見が開始され、夫の財産管理や身上監護をこれまで事実上担ってきた妻が成年後見人に選任されました。そして妻はAさんに代わり、相続放棄の手続きをしました。

解説 本来、相続放棄の手続きは、相続発生を知ったときから3ヶ月以内に本人が行わなければならず、もし申し出なければ、負債も含めて相続することになる。このケースでは、成年後見制度を利用することによって、期限内に相続放棄の手続きを行い、Aさんに債務返済の義務が生じる事態を回避できた。

※事例は「成年後見制度～成年後見登記制度～」(法務省ホームページ)より再構成

FP協会冊子より引用

# 「元気な今のうち」にできる対策 現金編

## 財産について日ごろから家族とよく話をしておく

- ・どこの銀行に口座があるのか聞いておく
- ・銀行口座数を整理して減らしておく
- ・年金受取口座と生活費引き落とし口座を同じにしておく
- ・代理人キャッシュカードを作る（注：口座凍結されると使えなくなる）
- ・代理人指名手続、代理人予約サービス（銀行、証券会社）

簡単で費用はかかるないが、個人への信用度に依存するものもある

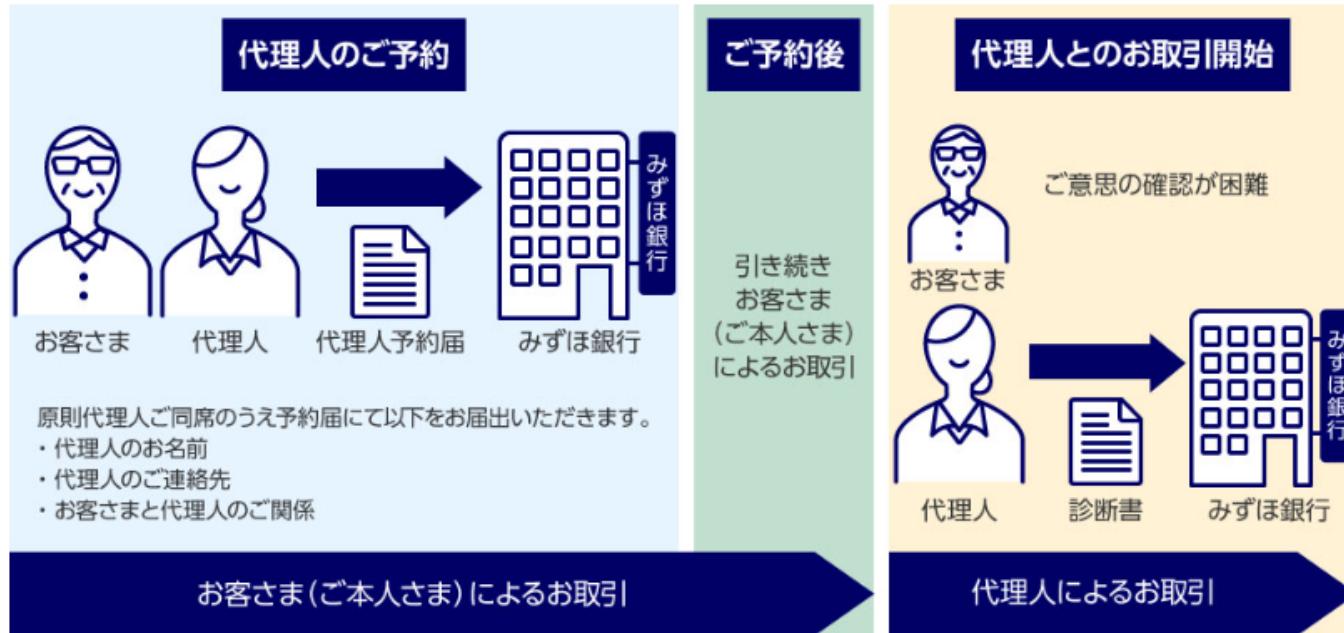
## 参考) 代理人指名、代理人予約サービス

銀行名	手続名	いつから	何ができる？
三井住友銀行	代理人指名手続き	手続後、すぐに代理人 が出金可能	出金のみ
みずほ銀行 三菱UFJ銀行	代理人予約サービス	認知症になって診断書 を提出してから	出金以外に有価証券の売 却、解約もできる

**無料**で利用できますが、金融機関によって手続に必要な書類や代理人同席の有無などが違いますので詳細は取引銀行でご確認ください

## みずほ銀行の場合

### お取引の流れ



みずほ銀行HPより引用

- ・子供名義の「預り金口座」で管理

子供名義の預り金用の口座を開設

親から預かる現金を入金

覚書を作成

介護など親の為に出金→出金明細は必ず保管管理

親の死亡時に預り金の残額は相続財産に

- ・信託銀行の金銭信託商品を利用する

三井住友信託銀行 「100年パスポート」

三菱UFJ信託銀行 「つかえて安心」

費用はかかるが財産管理を関係者全員で共有できる

2025.4.1情報アップデート

## 預金口座付番制度

令和7年  
4月1日  
開始!

デジタル庁  
Digital Agency

相続時や災害時の手続が楽になる

# 口座管理法制度

って知っていますか?

口座管理法制度でできること

本人同意を前提とし、一度に複数の金融機関へマイナンバーを届け出ることや、相続時又は災害時に口座情報を確認できるようになります。

1 複数の金融機関を利用していても大丈夫です!一度に、全ての預貯金口座について、マイナンバーを付番できます。

マイナポータル又は金融機関へ申請!

ご自身が利用している金融機関のうち、  
任意の1つの金融機関

ご自身が利用している  
複数の金融機関

2 預貯金口座にマイナンバーを付番することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。

相続人の方

マイナンバー  
123456789012

被相続人(※)の口座情報  
相続人が、被相続人の口座がどこの金融機関にあるか把握可能になる  
(※)ご自身の相続に備えたい方

被災された方

マイナンバー  
123456789012

特定の口座情報  
避難先の任意の金融機関がご自身の口座を確認し、ご自身の口座情報を特定することで、現金確保に向けた準備ができる

2025.3アップデート

## 認知症に備える証券口座「家族サポート証券口座」

### 口座開設者の認知症に対応する主な仕組み

家族サポート 証券口座		予約型 代理人	家族信託	法定後見
事前 手続き	代理人を証券会社に 届け出		信託口口座を開き家族に 任せる金融商品を移す	裁判所に 申し立て*
公正証書	必要	不要	必要	(裁判所の審判*)
売却・換金	可能	可能	可能	可能
買い付け	可能	不可能	可能	不可能

注: 証券会社によって扱いが異なる場合がある。売却・換金・買い付けは本人以外の取引

\*=認知判断能力が衰えた後に行う

2025.3.20 日経新聞より引用

特徴は保有株や投資信託などの入れ替え目的なら買付も代理人ができるという点

# 参考）生命保険、有価証券は調べられる！

## 生命保険→「生命保険契約照会制度」

ご親族等が死亡した場合、または認知判断能力が低下した場合（医師による診断が必要です）に当該ご親族等が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無を、当会の会員会社である生命保険会社に確認する制度。利用料は、調査対象となるご親族等1名につき、3,000円。

## 証券口座→「証券保管振替機構」

登録済加入者情報の開示請求（以下「開示請求」）は、振替株式等に係る口座が開設されている証券会社、信託銀行等（口座管理機関）を有料で確認することができる制度。本人請求分は1件4,400円、相続人等請求分は1件6,050円

これから施行 不動産→「所有不動産記録証明制度」2026年2月～名義人で検索

# 「元気な今のうち」にできる対策 現金以外編

## 【保険】

医療保険や個人年金保険の請求ができるようにあらかじめ指定代理請求人を指定しておく

## 【不動産】

家族信託、元気なうちに売却

印鑑証明を登録しておく

## 【相続人のいない人、家族を後見人にしたい人】

任意後見人を検討

# 家族信託とは

財産の管理を信頼できる家族に託す方法

ご家族の思いを叶えるために、「信頼できる家族」が財産の管理や契約行為を行う

「家族信託契約」を家族の間で結ぶこと  
(公証役場で公正証書を作成)

# 任意後見契約とは

判断能力が不十分になった場合に備えて、  
ご家族等の信頼できる人に後見人になってもらう契約

任意後見人は金融機関の預貯金の出し入れ、施設の入所契約、不動産の売却等、あなたに代わって契約できます。

「任意後見契約」を家族の間で結びます

(公証役場で公正証書を作成)

# どちらがいい？

	家族信託	任意後見契約
メリット	家庭裁判所の判断が不要 監督人も不要	ほとんどすべての事項で代理権がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>信託財産の範囲でしか家族に託せない</li><li>設定時に費用がかかる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>監督人が選任され、家庭裁判所の判断が必要になる</li><li>継続的に費用がかかる</li></ul>

# 財産管理等委任契約とは

財産管理や身上監護を他人（家族やその他の者）に任せる契約

任意後見は意思能力低下後に備える制度であり、委任は意思能力低下前に備える制度

現在、判断能力に問題はない。ただ、自分はもう高齢であるので、今すぐにでも財産管理や身上監護を家族や他人に任せたい、という場合に契約

\*意思能力がある内は委任契約で対応して、意思能力が低下した段階で任意後見契約を発動させるという両方セットで契約しておくのもアリ



## 制度の違いと流れ

日経新聞

2023.7.8より引用



### 財産管理等委任、任意後見と家族信託の主な内容

	財産管理等委任、 任意後見	家族信託
主な権限	契約の範囲で財産管理や 身の回りの生活支援	契約の範囲で財産を 柔軟に管理・運用
できること の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・預貯金の入出金管理</li><li>・介護施設や病院の手続き</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>・金融資産の売買</li><li>・賃貸など不動産の活用</li></ul> 

# 認知症対策編 今やるべきこと まとめ

- ・元気なうちに資産の洗い出し
- ・家族と資産について共有しておく（特に預金管理について）
- ・不動産は家族信託、任意後見制度など、メリットデメリットを知ったうえでうまく活用していく
- ・お子様がいない方や子供に頼れない方は第3者として頼れる人や組織を探しておく